

指定就労継続支援B型事業

この重要事項説明書は有限会社 OST 企画が提供する指定就労継続B型事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	有限会社 OST 企画
法人所在地	沖縄県那覇市楚辺一丁目3番7号 1階
法人種別	有限会社
代表者氏名	代表取締役 渡久地 邦枝
電話番号	098-833-8444

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労継続支援B型
事業の目的	指定就労継続支援B型 就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・技能が高まった者は一般就労等に向けて支援します。
事業所の名称	福祉作業所ユガフー
管理者の名称	渡久地 邦枝
事業所の所在地	沖縄県那覇市楚辺一丁目3番7号
電話番号・FAX 番号	電話番号：098-833-8444 FAX 番号：098-833-8440
運営方針	1) 当事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な訓練及び職業の提供を適切に行う。 2) 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。 3) 当事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他知的障害者援護施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
開設年月	平成23年8月1日
定員	就労継続支援B型事業 (20名)
通常の事業の実施地域	那覇市、浦添市、宜野湾市、南城市、八重瀬町、糸満市

営業日及び営業時間	営業日：月曜日～金曜日、第2・4土曜日、祝祭日 (年末年始12月29日から1月3日までを除く) 営業時間：午前9時～午後5時30分
サービス提供日及びサービス提供時間	サービス提供日：月曜日～金曜日、第2・4土曜日、祝祭日 (年末年始12月29日から1月3日までを除く) サービス提供時間：午前10時～午後3時
主たる対象者	(1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く、内部障害のみ) (2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く) (3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)

(指定就労継続支援B型の内容)

事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (5) 就労の機会の提供及び生産活動(飲食業)
- (6) 施設外支援、施設外就労の実施
- (7) 実習先企業等の紹介
- (8) 求職活動支援
- (9) 職場定着支援
- (10) 生活相談
- (11) 健康管理
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (11) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

3. 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 3階建 (耐火建築物、耐震構造)
	延べ床面積	79.2 m ²
	利用定員	就労継続支援B型事業 (20名)
敷地面積		35 m ²

4. 職員の配置状況

(1) 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1名		1			1.0
サービス管理責任者	1名	1				1.0
職業指導員	1名		1			1.0
生活支援員	1名			1		0.8

当事業所では、障害者自立支援法で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職種	勤務体制	
管理者(常勤職員)	勤務時間帯(9:00～17:30)	常勤1名
サービス管理責任者(常勤職員)	勤務時間帯(9:00～17:30)	常勤1名
職業指導員(常勤職員)	勤務時間帯(9:00～17:30)	常勤2名
生活支援員(常勤職員)	勤務時間帯(9:00～17:30)	常勤1名
目標工賃達成指導員(常勤職員)	勤務時間帯(9:00～17:30)	常勤1名
調理師(常勤職員)	勤務時間帯(9:00～17:30)	常勤1名

5. サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて投薬その他必要な管理、記録を行います。 ・嘱託医により、月1回相談日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。 <p>☆当事業所の協力医療機関</p> <p>氏名：医療法人十全会おおうらクリニック</p> <p>診察科：内科</p>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動の機会の提供	<p>① 飲食業(喫茶店事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 当事業所独自の工賃支払い基準に則り、上記生産活動に係わる事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。 ※ 1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとします。
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00 ※ 低所得者の軽減措置が適用される方は、食材料費分のみ負担	1食 200円 食材料費 200円
創作的活動及び利用者本人活動 (教養娯楽活動)	利用者主体による活動としての自治会活動を支援しています。 教養娯楽の活動が主で、それに係わる費用	実費負担
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適当であるもの。	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
その他	サービス提供記録等の複写料金 A4サイズ1枚 工賃証明書他証明書類 1通 行政機関等への各種代行手続き手数料 1件	10円 10円 実費負担

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

6. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）市町村等から上記の給付費が支給されます。これら給付費は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限額が1ヶ月の負担の上限額になりますので、記載されている金額以上ご負担頂く必要はありません。（定率負担または利用額の軽減等が摘要される場合は負担金額が少なくなりますので障害福祉サービス受給者証をご確認下さい）

(2) 訓練等給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

(3) 利用者負担金の支払方法

上記(1)、(2)の料金は1ヶ月毎に計算し、工賃より差し引いて徴収致します。

7. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務は平日の9時～17時30分までです。

複写については、料金が必要となります。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

8. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 日本興亜損害保険株式会社

(2) 損害保険の種類 総合賠償責任保険

(3) 損害保険の内容

① 対人賠償 1億円を限度

② 対物賠償 1,000万円を限度

9. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

提供した指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(1) 要望・苦情等

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 新垣 美奈子 解決責任者 渡久地 邦枝 ご利用時間 9時～17時30分 (第1・3土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く) 電話番号 098-833-8444 担当者が不在の場合は、事務所・支援員までお申し出下さい。
那覇市役所 障害福祉課	・所在地：沖縄県那覇市上之屋 1-2-1 ・電話番号：098-862-3275
浦添市役所 福祉課	・所在地：沖縄県浦添市安波茶 1-1-1 ・電話番号：098-876-1234
宜野湾市役所 障害福祉課	・所在地：沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1 ・電話番号：098-893-4411
南城市役所 社会福祉課	・所在地：沖縄県南城市大里字仲間 807 ・電話番号：098-946-8996
八重瀬町役場 社会福祉課	・所在地：沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭 659 番地 ・電話番号：098-998-2200
糸満市役所 社会福祉課	・所在地：沖縄県糸満市潮崎町 1-1 ・電話番号：098-840-8130
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町 4-373-1 (沖縄県総合福祉センター内) 電話番号：098-882-5704

(個人情報の保護)

事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(2) 虐待防止に関する相談窓口

(虐待防止に関する事項)

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 渡久地 邦枝 ・ご利用時間 9:00～17:30 ・電話番号 098-833-8444 ・FAX 098-833-8440
------------------	---

10. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人十全会おおうらクリニック
医院長名	大浦 隆
所在地	沖縄県那覇市高良3丁目5番22号
電話番号	098-859-1941
診療科	内科
入院設備	有り

11. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応致します。
平時の訓練	別途定める消防計画により年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	消火器 2台、煙探知機3個、熱探知機2個
保険加入	総合賠償責任保険：日本興亜損害保険株式会社

12. 当事業所ご利用に際に留意いただく事項

設備・器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での飲酒は禁止です。 喫煙は決められた場所で、休憩時間をお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。